

〔火山災害対策編〕

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	1
第4節 各機関の実施責任	2
第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第6節 町の自然的・社会的条件	2
第7節 大鰐町に関係する活火山	3
第8節 火山災害の想定	5
第2章 防 災 組 織	8
第1節 大鰐町防災会議	8
第2節 配備態勢	9
第3節 大鰐町災害対策本部	10
第4節 町災害対策本部に準じた組織	10
第5節 防災関係機関の災害対策組織	10
第6節 火山防災協議会	11
第3章 災害予防計画	12
第1節 調査研究及び監視観測の促進	12
第2節 業務継続性の確保	13
第3節 防災業務施設・設備等の整備	13
第4節 青森県防災情報ネットワーク	13
第5節 火山地域における土砂災害対策事業	14
第6節 自主防災組織等の確立	14
第7節 防災教育及び防災思想の普及	15
第8節 企業防災の促進	16
第9節 防災訓練	17
第10節 避難対策	17
第11節 登山者・観光客等の安全確保対策	19
第12節 災害備蓄対策	20
第13節 要配慮者安全確保対策	20
第14節 防災ボランティア活動対策	21
第15節 文教対策	21
第16節 警備対策	22
第17節 交通施設対策	22
第18節 電気・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	22
第19節 複合災害対策	23

第4章 災害応急対策計画	24
第1節 噴火警報等の収集及び伝達	24
第2節 情報収集及び被害等報告	32
第3節 通信連絡	33
第4節 災害広報・情報提供	33
第5節 自衛隊災害派遣要請	34
第6節 広域応援	34
第7節 航空機運用	35
第8節 避難	35
第9節 消防	39
第10節 救出	40
第11節 食料供給	40
第12節 給水	41
第13節 応急住宅供給	42
第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬	42
第15節 障害物除去	43
第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	43
第17節 医療、助産及び保健	44
第18節 被災動物対策	45
第19節 輸送対策	45
第20節 労務供給	45
第21節 防災ボランティア受入・支援対策	46
第22節 防疫	46
第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	46
第24節 金融機関対策	47
第25節 文教対策	47
第26節 警備対策	48
第27節 交通対策	48
第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	48
第29節 石油燃料供給対策	48
第5章 災害復旧対策計画	50
第1節 公共施設災害復旧	50
第2節 民生安定のための金融対策	50
第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	50
第6章 継続災害への対応方針	52
第1節 避難及び安全確保対策	52
第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応	53
第3節 被災者の生活支援対策	54

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、火山災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、大鰐町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を火山災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための町民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、火山災害に係る大鰐町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、風水害等防災計画、地震防災計画は別編とする。

1. 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
2. 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、大鰐町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、大鰐町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
3. 火山災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
4. 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定により、この計画に定めるべき事項については、火山防災協議会の意見を踏まえて規定するものである。
5. 大鰐町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

1. 防災組織（第2章）

防災対策の実施に万全を期するため、大鰐町並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。

2. 災害予防計画（第3章）

火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、大鰐町及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。

3. 災害応急対策計画（第4章）

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、大鰐町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

4. 災害復旧対策計画（第5章）

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、大鰐町及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。

5. 継続災害への対応方針（第6章）

火山噴火が長期化した場合に講じるべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策の方針・決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1. 町

風水害等災害対策編第1章第4節1「町」参照

2. 県

風水害等災害対策編第1章第4節2「県」参照

3. 指定地方行政機関

風水害等災害対策編第1章第4節3「指定地方行政機関」参照

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

風水害等災害対策編第1章第4節4「指定公共機関及び指定地方公共機関」参照

5. 公共的団体等及び住民

風水害等災害対策編第1章第4節5「公共的団体等及び住民」参照

第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、風水害等災害対策編第1章第5節参照。

第6節 町の自然的・社会的条件

1. 位置

風水害等災害対策編第1章第6節1「位置」参照

2. 地勢

風水害等災害対策編第1章第6節2「地勢」参照

3. 気象

風水害等災害対策編第1章第6節3「気象」参照

4. 人口及び世帯

風水害等災害対策編第1章第6節4「人口及び世帯」参照

5. 土地利用状況

風水害等災害対策編第1章第6節5「土地利用状況」参照

6. 産業及び産業構造の変化

風水害等災害対策編第1章第6節6「産業及び産業構造の変化」参照

第7節 大鰐町に関係する活火山

活動火山対策特別措置法の規定により、大鰐町は、十和田の火山災害警戒地域に指定されている。

十和田については、活火山（火山噴火予知連絡会では概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山を活火山と定義している。）に選定されている。十和田は概ね過去1万年以内に噴火した火山であり、有史以降の噴火の記録がある。火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定され、仙台管区气象台において常時観測を行っている。

1. 十和田（常時観測火山）

(1) 位置

北緯 40° 27' 34"	東経 140° 54' 36"	標高 690m	（御倉山）（三角点・小倉山）
北緯 40° 30' 37"	東経 140° 52' 48"	標高 1,011m	（御鼻部山）（三角点・膳棚）

(2) 概要

先カルデラ成層火山群、十和田カルデラ、後カルデラ成層火山・溶岩ドームからなる。約20万年前から活動を開始し、玄武岩質安山岩～デイサイト質の度重なる溶岩の流出と爆発的噴火によって先カルデラ成層火山群が形成された。

その後、約5万5千年前頃からカルデラ形成期に入り、それまでより規模の大きなプリニー式・マグマ水蒸気噴火を繰り返すようになった。比較的規模の大きな火砕流噴火は少なくとも3回発生した。約5万5千年前には奥瀬火砕流、約3万6千年前には大不動火砕流、約1万5千年前には八戸火砕流が発生し、これらの噴火の結果、直径約1.1kmの十和田カルデラが形成された。

後カルデラ期では、約1万5千年～1万2千年前の間に、カルデラ内南部において断続的な溶岩の流出と爆発的噴火が発生し、小型の成層火山（五色岩火山）が形成された。その後、西暦915年までの間に少なくとも8回の爆発的噴火を行い、五色岩火山の山頂部に直径3kmの中湖火口（現在2つの半島に囲まれている中湖（なかのうみ））が形成された（Hayakawa, 1985; 松山・大池, 1986; 中川・他, 1986; 工藤・佐々木, 2007; 工藤, 2008, 2010a）。

また、後カルデラ期においては、御倉山（おぐらやま）溶岩ドームと御門石（みかどいし）溶岩ドームが形成された。御倉山溶岩ドームは、約7600年前に五色岩火山北東山腹で発生したマグマ水蒸気噴火に引き続いて形成された（工藤, 2010a）。

御門石溶岩ドームは、大部分が湖中に没しているため、その形成時期については未詳であるが、後カルデラ期を通したマグマ組成の時間変化傾向から、12000年前～2800年前の間のいずれかの時期に形成されたと推定されている（工藤, 2010b）。

(3) 噴火活動史

①過去1万年間の噴火活動

15000年前の大規模噴火によって、現在見られる十和田カルデラの原形が形成された。カルデラ形成後、マグマによる断続的な噴火活動が約4000年間にわたって継続し、

五色岩火山が形成された。

その後、現在までに少なくとも8回の爆発的噴火が発生した。そのうち約7600年前の噴火では、五色岩火山の北東山腹で噴火が発生し、マグマ水蒸気噴火に引き続いて御倉山溶岩ドームが形成された。最新の噴火は、約1000年前の平安時代(古文書によると西暦915年)に発生し、プリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火による降下火砕物・火砕サージの後、火砕流(毛馬内(けまない)火砕流)が発生した(Hayakawa, 1985; 早川・小山, 1998; 松浦・他, 2004; 工藤・佐々木, 2007; 工藤, 2008, 2010a; 広井・宮本, 2010)。

噴火年代	噴火場所	噴火様式	主な現象・マグマ噴出量
紀元前 8300 年	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火?	夏坂スコリア、栴山火山灰：火砕物降下。マグマ噴出量：0.37 DRE km ³ 。
紀元前 7300 年	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	南部軽石：火砕物降下→貝守火山灰：火砕物降下・火砕サージ。マグマ噴出量：0.54 DRE km ³ 。
紀元前 6300 年	五色岩火山	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	小国軽石、中ノ沢火山灰：火砕物降下。マグマ噴出量：0.16 DRE km ³ 。
紀元前 5600 年	御倉山	マグマ水蒸気噴火→マグマ噴火	戸来火山灰：火砕物降下→御倉山溶岩ドーム。マグマ噴出量：0.29 DRE km ³ 。
紀元前 4200 年	中湖	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	中楸軽石、金ヶ沢軽石：火砕物降下→宇樽部火山灰：火砕物降下・火砕サージ。マグマ噴出量：2.5 DRE km ³ 。
紀元前 800 年	中湖	マグマ噴火→マグマ水蒸気噴火	迷ヶ平軽石、惣辺火山灰：火砕物降下。マグマ噴出量：0.35 DRE km ³ 。

※噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(国研)産業技術総合研究所の活火山データベース(工藤・星住, 2006-)を参考に、文献の追記を行った。

※マグマ噴出量(DRE km)は、マグマ噴火およびマグマ水蒸気噴火による総噴出物を、マグマの容積に換算したもの。

②有史以降の火山活動

年代	現象	活動経過・被害状況等
915 (延喜14) 年	マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火(泥流発生)	大湯軽石・火山灰：火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流：火砕流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月17日と推定される。マグマ噴出量は2.1 DRE km ³ 。(VEI5)

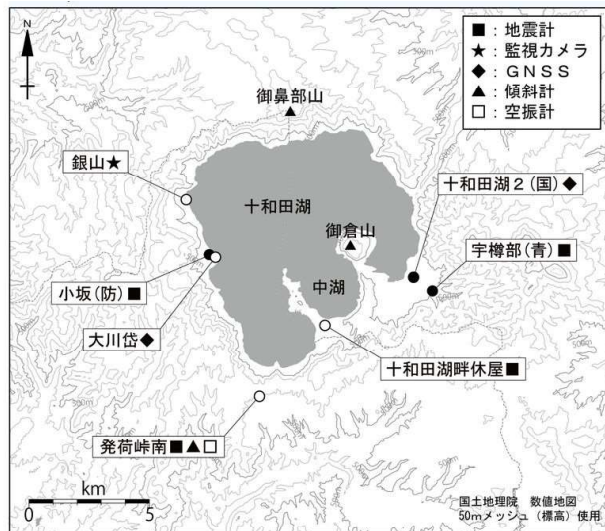
※噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(国研)産業技術総合研究所の活火山データベース(工藤・星住, 2006-)を参考に、文献の追記を行った。

※マグマ噴出量(DRE km)は、マグマ噴火およびマグマ水蒸気噴火による総噴出物を、マグマの容積に換算したもの。

※VEI(火山爆発指数)は、降下火砕物の量から規模を推定するものであり、溶岩ドーム等や溶岩流の噴出物量は含まれないことに留意が必要である。

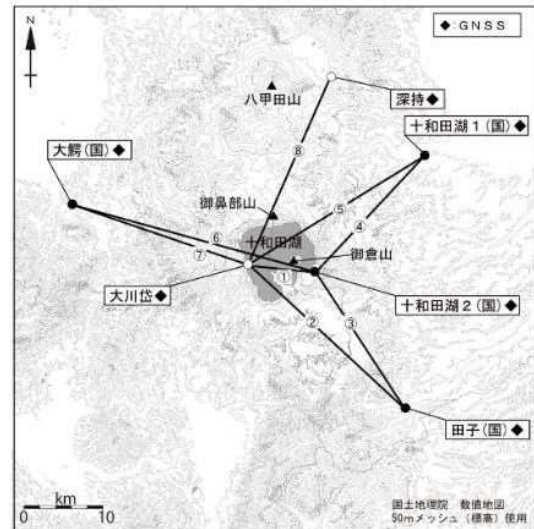
十和田の概要及び噴火活動史は「日本活火山総覧(第4版)」より引用

(4) 観測点配置図



十和田 観測点配置図

小さな白丸 (○) は気象庁
 小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関
 (国) : 国土地理院
 (防) : 防災科学技術研究所
 (青) : 青森県



十和田 GNSS 観測点配置図

小さな白丸 (○) は気象庁
 小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関
 (国) : 国土地理院

第8節 火山災害の想定

この計画の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

火山活動に伴い生じる火山現象は多岐に渡り、火山災害の要因となる主な火山現象及び特徴については下表のとおりである。各火山の火山現象及び影響範囲の想定については、各火山ハザードマップに定める。また、想定される噴火様式や火山活動の推移とそれに伴う現象については、各火山噴火シナリオに定める。

想定される主な現象	火山現象等の特徴
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 20～30 c m以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。
小さな噴石・火山灰 (降灰)	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的な噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
溶岩流(溶岩ドーム)	マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象のこと。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。 粘性の高いマグマが噴出したため、溶岩が遠くに流れずドーム状の丘となったものが溶岩ドームである。
火砕流	火砕流は岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、地表に沿って高速で流れ下る現象のこと。場合によってはその速度が 100 k m/h を超えることもあるため、発生を確認してから避難を開始しても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温なため、巻き込まれた場合に生命の危険が生じる。また、火災の恐れもある。
火砕サージ	火砕サージは火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く高速で流れ下るという点では変わらない。水蒸気噴火で発生する火砕サージはマグマ噴火で発生する火砕流と比べて温度が低い、100℃近くになることもありうる。
融雪型火山泥流	噴火に伴い火口周辺の積雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。
火口噴出型泥流	噴火に伴い火口から地下水が直接泥流となって流れ出すものを火口噴出型火山泥流（熱泥流）という。
火口湖決壊型泥流	噴火に伴い湖や沼の水があふれ出て土砂や泥を巻き込んで流れ下る現象。

想定される主な現象	火山現象等の特徴
降灰後の降雨による 土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰と多量の雨水が混合して流れ下る現象のこと。火山噴出物が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
火山ガス	火山活動により地表に噴出する高温のガスのこと。火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。
空振	噴火などによって周囲の空気が振動して衝撃波となって大気中に伝播する現象のこと。爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。

[気象庁HP 主な火山災害]（一部表現修正）

第2章 防災組織

第1節 大鰐町防災会議

町の地域内に係る防災に関し、町の業務及び町の区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通じる総合的かつ計画的な実施を図るため、長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるものとする。

1. 組織

風水害等災害対策編第2章第1節1「組織」参照

2. 事務局

風水害等災害対策編第2章第1節2「事務局」参照

3. 所掌事務

風水害等災害対策編第2章第1節3「所掌事務」参照

第2節 配備態勢

町の地域内に火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、火山活動に係る情報の収集、避難誘導に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、噴火警報等に応じ、次の配備態勢をとる。

態勢	準備態勢	警戒態勢		非常態勢
略号	1号	2号－1	2号－2	3号
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号－2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	- 次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③強風注意報 ④大雪注意報 ⑤風雪注意報 ⑥竜巻注意情報 - 町長が指示したとき	- 次のいずれかの気象警報が発表された場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑤暴風雪警報 - 指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合 - 水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 - 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 - 震度4の地震が観測された場合 - 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合 - 町長が指示したとき	- 土砂災害警戒情報が発表された場合 - 指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 - 水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 - 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続く予想される場合 - 記録的短時間大雨情報が発表された場合 - 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が町又は近傍を通過すると予想される場合 - 震度5弱又は5強の地震が観測された場合 - 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 - 前記に該当しない場合で、町の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合 - 町長が指示したとき	- 気象の特別警報が発表された場合 - 震度6弱以上の地震が観測された場合 - 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 - 町内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認める場合
実施内容	- 総務課は気象等の情報を収集し、関係各課に伝達する。 - 関係各課は、気象等の情報に注意し、それぞれの準備態勢を整える。	- 総務課は気象等の情報及び関係機関からの情報を、待機している関係課に伝達する。 - 関係課は各種情報収集に努め、総務課に報告するとともに、それぞれの警戒態勢を整える。	- 各種情報の収集伝達に努め、災害予防対策又は災害応急対策を実施する。 - 災害警戒本部が設置された場合は、災害対策本部の分担業務に従って災害応急対策を実施する。	- 各種情報の収集伝達に努め、災害予防対策又は災害応急対策を実施する。 - 災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の分担業務に従って災害応急対策を実施する。
配備要員	- 総務課職員及び関係課職員若干名で対処する。 - 休日等の勤務時間外は、必要に応じて登庁し対処する。		- 配備要員は、2号－1配備を強化する。 - 休日等の勤務時間外は、総務課及び関係課の職員が登庁して対処する。なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。	- 全職員が対処する。 - 休日等の勤務時間外は、可能な限り全職員が登庁して対処する。
組織	—	総務課	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者	総務課長	総務課長	総務課長	町長
態勢責任者	総務課長	総務課長	災害警戒本部長（町長）	本部長（町長）

第3節 大鰐町災害対策本部

町の地域内に火山災害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置し、町防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策（以下「災害対策」という。）を実施するものとする。

なお、町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

1. 設置・廃止及び伝達（通知）

風水害等災害対策編第2章第3節1「設置・廃止及び伝達（通知）」参照

2. 組織・編成及び業務分担

風水害等災害対策編第2章第3節2「組織・編成及び業務分担」参照

3. 職員の動員

風水害等災害対策編第2章第3節3「職員の動員」参照

4. 防災関係機関等との連携

風水害等災害対策編第2章第3節4「防災関係機関等との連携」参照

第4節 町災害対策本部に準じた組織

町災害対策本部が設置される前及び町災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、噴火警報等の発表状況等によって、火山災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、以下により対処する。

なお、町災害警戒対策本部等の組織及び運営は、町災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1. 町災害警戒本部（警戒態勢2号－2）

風水害等災害対策編第2章第4節1「町災害警戒本部（警戒態勢2号－2）」参照

2. 総務課（警戒態勢2号－1）

風水害等災害対策編第2章第4節2「町災害情報連絡室（警戒態勢2号－1）」参照

第5節 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関は、噴火警報等の発表状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

1. 災害対策組織

風水害等災害対策編第2章第5節1「災害対策組織」参照

2. 職員の配備基準及び動員

風水害等災害対策編第2章第5節2「職員の配備基準及び動員」参照

第6節 火山防災協議会

火山防災に関し、関係機関の連携を確立し、平常時から火山噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として組織される火山防災協議会に参画する。

1. 火山防災協議会への参画

町は、国（内閣府）により、十和田の火山災害警戒地域（噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（以下「警戒地域」という。））に指定されており、十和田火山防災協議会に参画している。

火山防災協議会の組織状況

火山防災協議会名 (火山名)	参画市町村
十和田火山防災協議会（十和田）	青森県 青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 つがる市 平川市 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町 鶴田町 中泊町 七戸町 六戸町 おいらせ町 三戸町 五戸町 田子町 南部町 新郷村 岩手県 二戸市 八幡平市 秋田県 鹿角市 小坂町 能代市 大館市 北秋田市 藤里町

※ 下線は、警戒地域をその区域に含む市町村

2. 火山防災協議会における協議事項等

- ア. 噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。
- イ. 災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。
- ウ. 火山防災協議会の場合を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討するものとする。
- エ. 警戒地域の指定があった場合に地域防災計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴くものとする。
- オ. 火山防災協議会の活動支援等を受けるため、必要に応じ、内閣府に対し火山防災エキスパートの派遣を要請するものとする。

第3章 災害予防計画

火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施するうえでの所要の組織体制を整備しておくものとする。

特に、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

第1節 調査研究及び監視観測の促進[総務課]

火山災害は、①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。②長期化する恐れがあること。③被害が複数の市町村に及ぶこと。④被害や影響が多方面にわたること。等の特徴を持っており、町、国、県、その他の防災関係機関及び学識者等は共通認識のもと、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、一体となって防災対策を推進する必要がある。

したがって、火山災害対策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、国や県などと連携を図り、火山災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、町の防災対策に資するものとする。

1. 火山活動に関する研究

- (1) 災害想定に関する調査研究
- (2) 火山活動に関する調査研究
- (3) 火山噴火予知に関する調査研究
- (4) その他必要な調査研究

2. 火山防災対策に関する調査研究

- (1) 避難に関する調査研究
- (2) 火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究
- (3) 二次災害に関する調査研究
- (4) その他必要な調査研究

3. 防災公共推進計画の推進

風水害等災害対策編第3章第1節4「防災公共推進計画の推進」参照

4. 火山観測体制の推進

岩木山、八甲田山及び十和田については、気象庁等により常時観測がなされている。火山の観測体制については、第1章第7節「大鰐町に係る活火山」参照。

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要であることから、火山監視観測・調査研究機関は、既存の観測網の適正な維持管理を行うとともに、観測体制の充実に努める。

なお、町は、十和田の警戒地域に指定されており、常時遠望観測を実施する。

第2節 業務継続性の確保

県、町及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

1. 実施内容

風水害等災害対策編第3章第2節1「実施内容」参照

第3節 防災業務施設・設備等の整備

火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、町、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

1. 気象等観測施設・設備等〔総務課〕

風水害等災害対策編第3章第3節1「気象等観測施設・設備等」参照

2. 消防施設・設備等〔総務課〕

風水害等災害対策編第3章第3節2「消防施設・設備等」参照

3. 通信設備等〔総務課〕

風水害等災害対策編第3章第3節3「通信設備等」参照

4. 救助資機材等〔南分署〕

風水害等災害対策編第3章第3節5「救助資機材等」参照

5. 広域防災拠点等〔総務課〕

風水害等災害対策編第3章第3節6「広域防災拠点等」参照

6. その他施設・設備等〔建設課〕

風水害等災害対策編第3章第3節7「その他施設・設備等」参照

第4節 青森県防災情報ネットワーク〔総務課〕

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

1. 青森県防災情報ネットワークの活用

風水害等災害対策編第3章第4節1「青森県防災情報ネットワークの活用」参照

2. 青森県総合防災情報システムの活用

風水害等災害対策編第3章第4節2「青森県総合防災情報システムの活用」参照

3. 町の災害対策機能等の充実

風水害等災害対策編第3章第4節3「町の災害対策機能等の充実」参照

第5節 火山地域における土砂災害対策事業〔建設課〕

火山現象に伴い発生が予想される土石流等の土砂災害の被害軽減を図るため、土砂災害対策事業を推進する。

1. 土砂災害対策事業

火山地域（火山地、火山山麓）における土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防えん堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備事業については、他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。

第6節 自主防災組織等の確立〔総務課〕

大規模な火山災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されたりするような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、住民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、町は、住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進する。

1. 自主防災組織の現況

風水害等災害対策編第3章第6節1「自主防災組織の現況」参照

2. 自主防災組織の育成強化

風水害等災害対策編第3章第6節2「自主防災組織の育成強化」参照

3. 事業所の自衛消防組織の設置の促進

風水害等災害対策編第3章第6節3「事業所の自衛消防組織の設置の促進」参照

4. 自主防災組織の防災活動の推進

風水害等災害対策編第3章第6節4「自主防災組織の防災活動の推進」参照

5. 事業所の防災活動の推進

風水害等災害対策編第3章第6節5「事業所の防災活動の推進」参照

6. 地区防災計画の提案

風水害等災害対策編第3章第6節6「地区防災計画の提案」参照

第7節 防災教育及び防災思想の普及〔総務課〕

火山災害による被害を最小限にいくためには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から火山災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1. 防災業務担当職員に対する防災教育

風水害等災害対策編第3章第7節1「防災業務担当職員に対する防災教育」参照

2. 住民に対する防災思想の普及

- (1) 町は、人的被害を軽減する方策として、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、噴火警報等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。また、必要に応じて、普及啓発方法及び内容について火山防災協議会の場を活用し、協議を行う。

なお、普及啓発方法及び内容は次による。

ア. 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。
- (ウ) 火山防災マップ、火山防災パンフレット・ハンドブック・ポスター等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。
- (エ) 火山防災に関する講演会等を開催する。

イ. 普及内容

- (ア) 火山に関する知識及び火山災害の特性
 - ・火山現象は、前兆現象が把握されずに突発的に発生することがあること
 - ・噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること
 - ・長期化する可能性があること
 - ・被害が複数の市町村に及ぶこと
 - ・被害や影響が多方面にわたること
- (イ) 噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示等に関すること
- (ウ) 災害危険箇所に関すること
- (エ) 火山に係る異常現象を発見した場合の市町村又は警察官への通報
- (オ) 登山時における必要な装備等の用意、登山届、登山者カード（登山計画書）の積極的な提出
- (カ) 避難に際し住民のとるべき行動
 - ・住民及び地域の町会長等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておくとともに、ハザードマップ等により火山災害についても把握しておくこと。
 - ・避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も考え十分な量を携行すること。

- ・避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。
 - ・避難する際の基本的な服装は、ヘルメット等の頭部を保護するもの、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスク着用とすること。
 - ・近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
 - ・親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者に避難先及び連絡先を報告すること。
 - ・行動は沈着に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。
- (2) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災に関する教育の普及推進を図る。
- (3) 町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。
- ア. 火山災害からの円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、火山災害からの避難に対する住民等の理解促進を図るよう努める。
- イ. 噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、火山活動に関する異常現象が、発見者から市町村、警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ住民等に周知徹底する。
- ウ. 火山性ガスの発生している箇所等の危険個所の把握に努め、平時から地域住民等への周知徹底に努める。
- エ. 登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山者カード（登山計画書）の記入等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。
- (4) 災害教訓の伝承
- 風水害等災害対策編第3章第7節2(5)「災害教訓の伝承」参照

第8節 企業防災の促進[総務課・企画観光課]

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るなど、企業防災に向けた取組に努める。

1. 事業継続計画（BCP）等の作成

風水害等災害対策編第3章第8節1「事業継続計画（BCP）等の作成」参照

2. 防災意識の高揚

風水害等災害対策編第3章第8節2「防災意識の高揚」参照

3. 防災訓練等への参加

風水害等災害対策編第3章第8節4「防災訓練等への参加」参照

第9節 防災訓練〔全課〕

火山災害時等における応急対策の迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

1. 防災訓練の実施

町は、防災関係機関と密接な連携のもとに火山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用した実践的な防災訓練を行うよう努める。なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかける。

- ア. 通信訓練
- イ. 情報収集伝達訓練
- ウ. 非常招集訓練
- エ. 災害対策本部設置・運営訓練
- オ. 避難・避難誘導訓練
- カ. 消火訓練
- キ. 救助・救出訓練
- ク. 救急・救護訓練
- ケ. 指定避難所開設・運営訓練
- コ. 給水・炊き出し訓練
- サ. 航空機運用調整訓練
- シ. 広域医療搬送訓練
- ス. その他各機関独自の訓練

2. 防災訓練に関する普及啓発

風水害等災害対策編第3章第9節3「防災訓練に関する普及啓発」参照

第10節 避難対策〔総務課〕

火山災害発生時において、住民、登山者及び観光客等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、指定避難所及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、火山避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。また、火山災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所及び避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路を確保する。

1. 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、火山現象の影響が想定されない安全区域内に立地する施設

等であって、火山災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができるものとする。

2. 指定避難所の指定

指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される火山災害等を踏まえ、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものなどを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

ア. 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること

イ. 火山現象に伴う危険の及ばないところとすること

ウ. 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること

エ. 指定避難所内の一般避難スペースで生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること

なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結するものとする。

オ. 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること

3. 指定避難所等の事前指定等

風水害等災害対策編第3章第10節3「指定避難所等の事前指定等」参照

4. 避難促進施設の指定

町は、火山防災協議会での検討を踏まえ、各火山の警戒範囲内の施設について、施設の位置、規模、所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要な施設を避難促進施設として指定する。

ア. 避難促進施設の所有者等は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、町に報告する。

イ. 避難促進施設の所有者等は、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果について町長に報告する。

ウ．避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者等による取組の支援に努める。

5．居住地域・特定地域の指定

火山避難計画に定めるところにより、火山周辺で地域住民が居住している範囲を「居住地域」、居住地域より早期の対応が必要な地域を「特定地域」としてあらかじめ定めておき、噴火警戒レベルに応じた避難対象地区を想定し、必要十分な避難対策が行えるようにする。

6．臨時ヘリポートの確保

風水害等災害対策編第3章第10節4「臨時ヘリポートの確保」参照

7．指定避難所の整備

風水害等災害対策編第3章第10節5「指定避難所の整備」参照

8．標識の設置等

風水害等災害対策編第3章第10節6「標識の設置等」参照

9．避難路の選定

避難路・避難経路については、火山避難計画に定めるところにより、避難対象地区、誘導者、避難先となる指定避難所等を明らかにし、選定する。選定にあたっては下記について考慮する。

ア．火山現象の影響の及ぶ危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること

イ．避難のため必要な広さを有する道路とすること

10．避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、火山災害を想定した実践的な避難訓練を定期的を実施するものとする。

11．避難に関する広報

風水害等災害対策編第3章第10節9「避難に関する広報」参照

12．広域一時滞在に係る手順等の策定

風水害等災害対策編第3章第10節11「広域一時滞在に係る手順等の策定」参照

第11節 登山者・観光客等の安全確保対策〔総務課・企画観光課〕

登山者、観光客等を火山災害から保護するため、情報伝達手段の整備や登山届の提出の促進等の措置を講じ、安全確保対策を行うものとする。

ア．町は、退避壕・退避舎等の整備を推進するものとする。また、予想される噴火、降灰（礫）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象による災害を想定し、実態に即した避難場所を設定するよう努める。

イ．町は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレットの配布等を通じて、火山災害履歴について

ての知識の普及を図る。

ウ．町は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

エ．町は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。また、ＩＴを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。

オ．町、帰宅困難となった登山者、観光客等を対象に使用する指定避難所等を、火山避難計画に基づき想定しておくものとする。

カ．登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届、登山計画書、登山カード等の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

第１２節 災害備蓄対策〔総務課〕

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

１．実施内容

風水害等災害対策編第３章第１１節１「実施内容」参照

第１３節 要配慮者安全確保対策〔保健福祉課・学務生涯学習課・大鰐病院〕

火山災害に備えて、地域住民の中でも特に配慮を要する要配慮者を保護するため、要配慮者利用施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

１．要配慮者利用施設の安全性の確保

風水害等災害対策編第３章第１２節１「要配慮者利用施設の安全性の確保」参照

２．要配慮者の支援体制の整備等

風水害等災害対策編第３章第１２節２「要配慮者の支援体制の整備等」参照

３．要配慮者の情報伝達体制及び避難誘導体制等の整備等

風水害等災害対策編第３章第１２節３「要配慮者の情報伝達体制及び避難誘導体制等の整備等」参照

第14節 防災ボランティア活動対策〔総務課・保健福祉課・生涯学習課〕

火山災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時からの防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

1. 関係機関の連携・協力

風水害等災害対策編第3章第13節1「関係機関の連携・協力」参照

2. 防災ボランティアの育成

風水害等災害対策編第3章第13節2「防災ボランティアの育成」参照

3. 防災ボランティアコーディネーターの養成

風水害等災害対策編第3章第13節3「防災ボランティアコーディネーターの養成」参照

4. 防災訓練等への参加

風水害等災害対策編第3章第13節4「防災訓練等への参加」参照

5. ボランティア団体間のネットワークの推進

風水害等災害対策編第3章第13節5「ボランティア団体間のネットワークの推進」参照

6. 防災ボランティア活動の環境整備

風水害等災害対策編第3章第13節6「防災ボランティア活動の環境整備」参照

第15節 文教対策〔学務生涯学習課〕

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保するとともに、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1. 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

風水害等災害対策編第3章第14節1「防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定」参照

2. 防災教育の実施

風水害等災害対策編第3章第14節2「防災教育の実施」参照

3. 学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

風水害等災害対策編第3章第14節3「学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施」参照

4. 登下校の安全確保

風水害等災害対策編第3章第14節4「登下校の安全確保」参照

5. 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

風水害等災害対策編第3章第14節5「文教施設の不燃堅ろう構造化の促進」参照

6. 文教施設・設備等の点検及び整備

風水害等災害対策編第3章第14節6「文教施設・設備等の点検及び整備」参照

7. 危険物の災害予防

風水害等災害対策編第3章第14節7「危険物の災害予防」参照

8. 文化財の災害予防

風水害等災害対策編第3章第14節8「文化財の災害予防」参照

第16節 警備対策[黒石警察署]

黒石警察署長は、火山災害時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

1. 措置内容

風水害等災害対策編第3章第15節1「措置内容」参照

第17節 交通施設対策

火山災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

1. 道路・橋梁防災対策 [建設課]

風水害等災害対策編第3章第16節1「道路・橋梁防災対策」参照

2. 関連調整事項

風水害等災害対策編第3章第16節2「関連調整事項」参照

第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

火山災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

1. 電力施設 [総務課・建設課]

風水害等災害対策編第3章第17節1「電力施設」参照

2. ガス施設 [総務課・弘前地区消防事務組合]

風水害等災害対策編第3章第17節2「ガス施設」参照

3. 上水道施設〔久吉ダム水道企業団〕
風水害等災害対策編第3章第17節3「上水道施設」参照
4. 下水道施設〔建設課〕
風水害等災害対策編第3章第17節4「下水道施設」参照
5. 電気通信設備〔総務課・建設課〕
風水害等災害対策編第3章第17節5「電気通信設備」参照
6. 放送施設〔総務課〕
風水害等災害対策編第3章第17節6「放送施設」参照

第19節 複合災害対策

地震、風水害等、火山災害、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1. 実施責任者
風水害等災害対策編第3章第22節2「実施責任者」参照
2. 実施内容
風水害等災害対策編第3章第22節3「実施内容」参照

第4章 災害応急対策計画

火山災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第1節 噴火警報等の収集及び伝達

火山災害に対し、防災活動に万全を期するため、以下のとおり噴火警報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

1. 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、火山災害に関する予報、警報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員、警察官に通報しなければならない。

2. 実施内容

(1) 噴火警報等の収集及び伝達

ア. 噴火警報等の発表

仙台管区気象台及び気象庁本庁は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

(イ) 噴火警報等の種類

- a. 噴火警報
- b. 噴火予報
- c. 噴火警戒レベル
- d. 噴火速報
- e. 火山の状況に関する解説情報
- f. 降灰予報
- g. 火山ガス予報
- h. 火山現象に関する情報等

(ロ) 対象火山

十和田

(ハ) 噴火警報等の概要

a. 噴火警報

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。

噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特

別警報に位置付けられる。

b. 噴火予報

仙台管区気象台が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。

c. 噴火警戒レベル

仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

本町に関係する十和田は噴火警戒レベルが運用されていないが、警報等の運用は下表のとおりである。

噴火警戒レベルが運用されていない火山（恐山、十和田）

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは発生すると予想さ れる	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす（この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ）噴火が発生、ある いは発生すると予想される	入山危険
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ）噴火が発生、あるいは発生する と予想される	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等が見られる（この範 囲に入った場合には生命に危険が及 ぶ）	活火山である ことに留意

d. 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警

戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

e. 火山の状況に関する解説情報

仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

f. 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(a) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(b) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(c) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と取るべき行動等

名 称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ				
		路面	視界	人	道路	
多 量	1mm 以上 【外出を控 える】	完全に覆 われる	視 界 不 良 となる	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性 閉塞性肺疾患（肺 気腫等）が悪化し 健康な人でも目・ 鼻・のど・呼吸器等 の異常を訴える人 が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山 灰や積もった火 山灰をまきあげ て視界不良とな り、通行規制や 速度制限等の影 響が生じる	がいしへの火山 灰付着による停 電発生や上水道 の水質低下及び 給水停止のおそ れがある
や や 多 量	0. 1mm ≦ 厚さ < 1mm 【注意】	白 線 が 見 えにくい	明 ら か に 降 っ て い る	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器 疾患を持つ人は症 状悪化のおそれが ある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降 る場合は視界不 良のおそれがある 道路の白線が見 えなくなるおそ れがある（およ そ 0. 1 ～ 0. 2mm で 鹿児島市は除灰 作業開始)	稲等の農作物が 収穫できなくな ったり※1、鉄道 のポイント故障 等により運転見 合わせのおそれ がある
少 量	0. 1mm 未満	うっすら 積もる	降 っ て い る の が よ うやくわ かる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身 体に付着する 目に入ったときは 痛みを伴う	<u>フロントガラス の除灰</u> 火山灰がフロン トガラス等に付 着し、視界不良 の原因となるお それがある	航空機の運航不 可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

g. 火山ガス予報

仙台管区气象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁（及び仙台管区气象台）が発表する。

h. 火山現象に関する情報等

仙台管区气象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

・火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため臨時及び定期的に発表する。

・月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめ、毎月上旬に発表する。

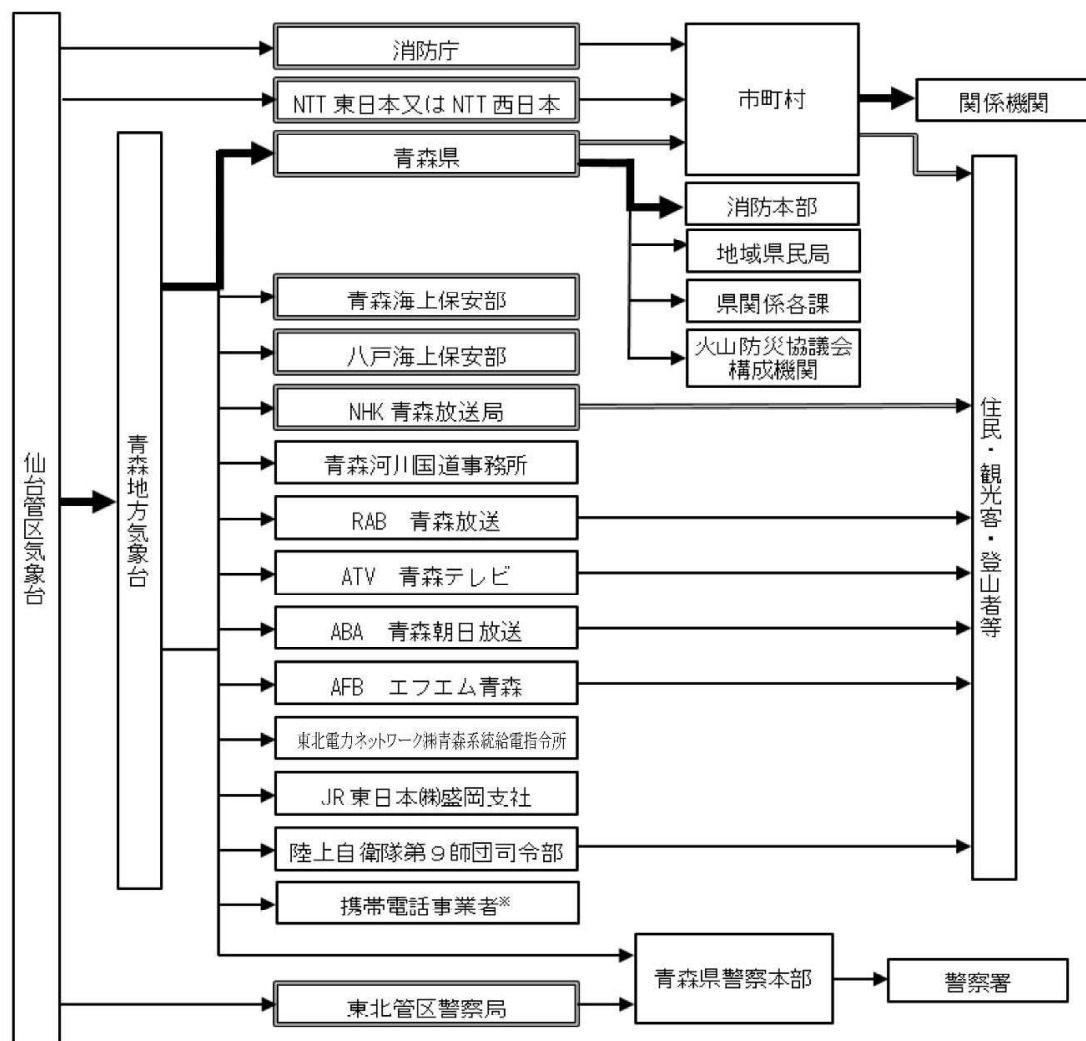
・噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

イ．噴火警報等の通報

- (ア) 青森地方気象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「臨時の解説情報」という。）、噴火速報が発表されたときは県、県警察本部、青森海上保安部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。
- (イ) 県は、青森地方気象台から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報し、又は要請するものとする。特に特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちにかつ確実に町に通知する。
- (ウ) 放送機関は、必要に応じ、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。
- (エ) 町は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、直ちに関係機関及び住民、登山者等に対し伝達する。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告をする。なお、特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）の通報を受けたときは、直ちに住民、登山者等へ伝達する。

伝達系統図



「※ 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される」

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられている伝達経路

(2) 火山災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

活火山においては、噴火の前兆現象が観測される可能性がある。また、噴火開始後も時系列的に噴火警戒レベルや災害形態が移行していくと予想される。これらのことから、登山者、住民等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する。

通報すべき噴火の前兆現象については、下表のとおりである。

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	短周期での微動の発生
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発

通報及び措置については、以下のとおりとする。

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。なお、住民、登山者及び観光客等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるため、通報を受けた機関は、発生場所（発見場所）を正確に把握するよう努める。

(イ) 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに町長に通報するとともに、それぞれ警察署に通報する。

(ウ) 町長の通報

通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

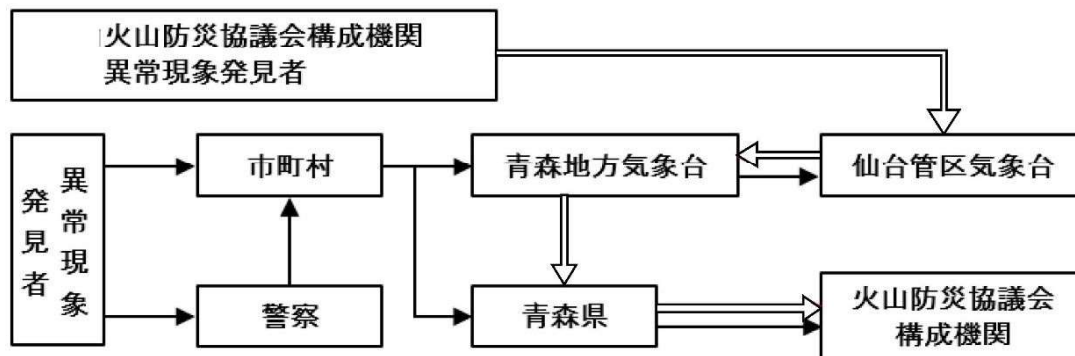
ア．青森地方気象台

イ．県（防災危機管理課）

(エ) 県の措置

通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。庁内各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

通信系統図



※ 矢印は災害対策基本法第54条による情報の通報系統

※ 二重線矢印は、火山防災協議会構成機関からの噴火の事実及び噴火規模特定に必要な情報（噴火に結びつくが高い現象を含む）の通報系統

(3) 防災関係機関連絡先

機関名	電話	連絡責任者	備考
黒石警察署	52-2311	警備課長	
弘前地区消防事務組合 東消防署南分署	48-2108	分署長	

(4) 庁内の伝達方法

ア. 関係機関から通報される気象予報・警報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員（代行員等）が受領する。

イ. 宿日直員（代行員）が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。

ウ. 気象予報・警報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。

エ. 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝 達 責任者	伝 達 先 等				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝 達 方 法		
			勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	庁 内 各 課	庁内電話等	内線電話等	関係課長へ電話 （宿日直員が受領した場合は宿日直員が関係課長へ電話）	噴 火 警 報 等
	弘 前 地 区 消防事務組 合東消防署 南 分 署	48-2108	電話	電話	
	消 防 団 長	本部団員 各分団長	電話	電話	

農林課長	農 林 水 産 関 係 機 関	—	電話	担当責任者 へ電話連絡	特に必要と認 める噴火警報 等
建設課長	土 木 関 係 機 関	—			
学務生涯 学習課長	教 育 関 係 機 関	—			

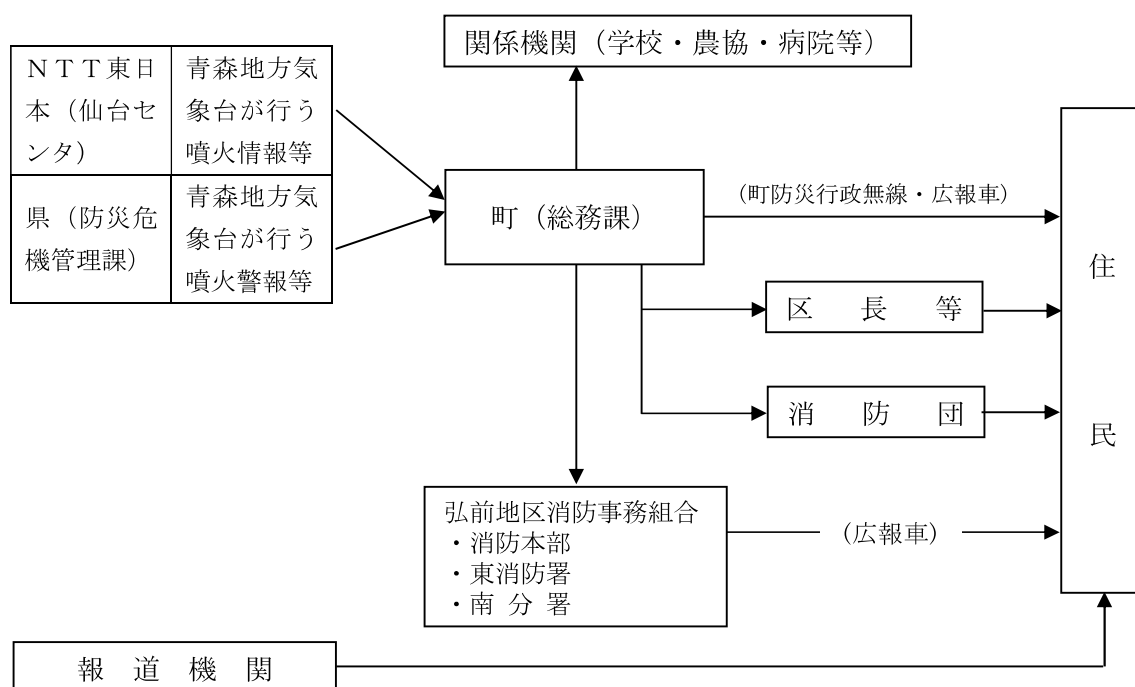
オ. 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

町長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長	全住民	防災行政無線 防災あじやメール 広報車	特に必要と認める火山警戒情 報等

(5) 関係機関との伝達系統

噴火警報等に係る関係機関との伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



第2節 情報収集及び被害等報告

火山災害に係る情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第2節1「実施責任者」参照

2. 情報の収集、伝達

風水害等災害対策編第4章第2節2「情報の収集、伝達」参照

3. 災害確定報告

風水害等災害対策編第4章第2節3「災害確定報告」参照

4. 報告の方法及び要領

風水害等災害対策編第4章第2節4「報告の方法及び要領」参照

5. 情報の収集、報告の系統図

風水害等災害対策編第4章第2節5「情報の収集、報告の系統図」参照

第3節 通信連絡

火山災害発生時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート
の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても対応で
きる体制の整備を図る。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第3節1「実施責任者」参照

2. 通信連絡手段

風水害等災害対策編第4章第3節2「通信連絡手段」参照

3. 連絡方法

風水害等災害対策編第4章第3節3「連絡方法」参照

4. 通信連絡

風水害等災害対策編第4章第3節4「通信連絡」参照

5. 災害通信利用系統図

風水害等災害対策編第4章第3節5「災害通信利用系統図」参照

第4節 災害広報・情報提供

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を
図るため、在日外国人、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住
民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を実施するもの
とする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第4節1「実施責任者」参照

2. 広報担当

風水害等災害対策編第4章第4節2「広報担当」参照

3. 災害広報の要領

風水害等災害対策編第4章第4節3「災害広報の要領」参照

4. 住民相談室の開設等

風水害等災害対策編第4章第4節4「住民相談室の開設等」参照

5. 避難住民への情報提供

風水害等災害対策編第4章第4節5「避難住民への情報提供」参照

第5節 自衛隊災害派遣要請

火山災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第5節1「実施責任者」参照

2. 災害派遣の要件等

風水害等災害対策編第4章第5節2「災害派遣の要件等」参照

3. 災害派遣の要請手続

風水害等災害対策編第4章第5節3「災害派遣の要請手続」参照

4. 派遣部隊の受入体制の整備

風水害等災害対策編第4章第5節4「派遣部隊の受入体制の整備」参照

5. 派遣部隊の撤収

風水害等災害対策編第4章第5節5「派遣部隊の撤収」参照

6. 経費の負担

風水害等災害対策編第4章第5節6「経費の負担」参照

7. その他

風水害等災害対策編第4章第5節7「その他」参照

第6節 広域応援

火山災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、以下のとおり地方公

共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第6節1「実施責任者」参照

2. 応援の要請等

風水害等災害対策編第4章第6節2「応援の要請等」参照

3. 防災関係機関等との応援協力

風水害等災害対策編第4章第6節3「防災関係機関等との応援協力」参照

第7節 航空機運用

県は、大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うことから、必要な情報提供を行う。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第7節1「実施責任者」参照

2. 航空機の活動内容

風水害等災害対策編第4章第7節2「航空機の活動内容」参照

3. 安全運航体制の確保

風水害等災害対策編第4章第7節3「安全運航体制の確保」参照

4. 県防災ヘリコプターの運航

風水害等災害対策編第4章第7節4「県防災ヘリコプターの運航」参照

第8節 避難

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において住民、登山者及び観光客等（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、各火山避難計画に基づき、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて指定避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第8節1「実施責任者」参照

2. 避難指示等の基準

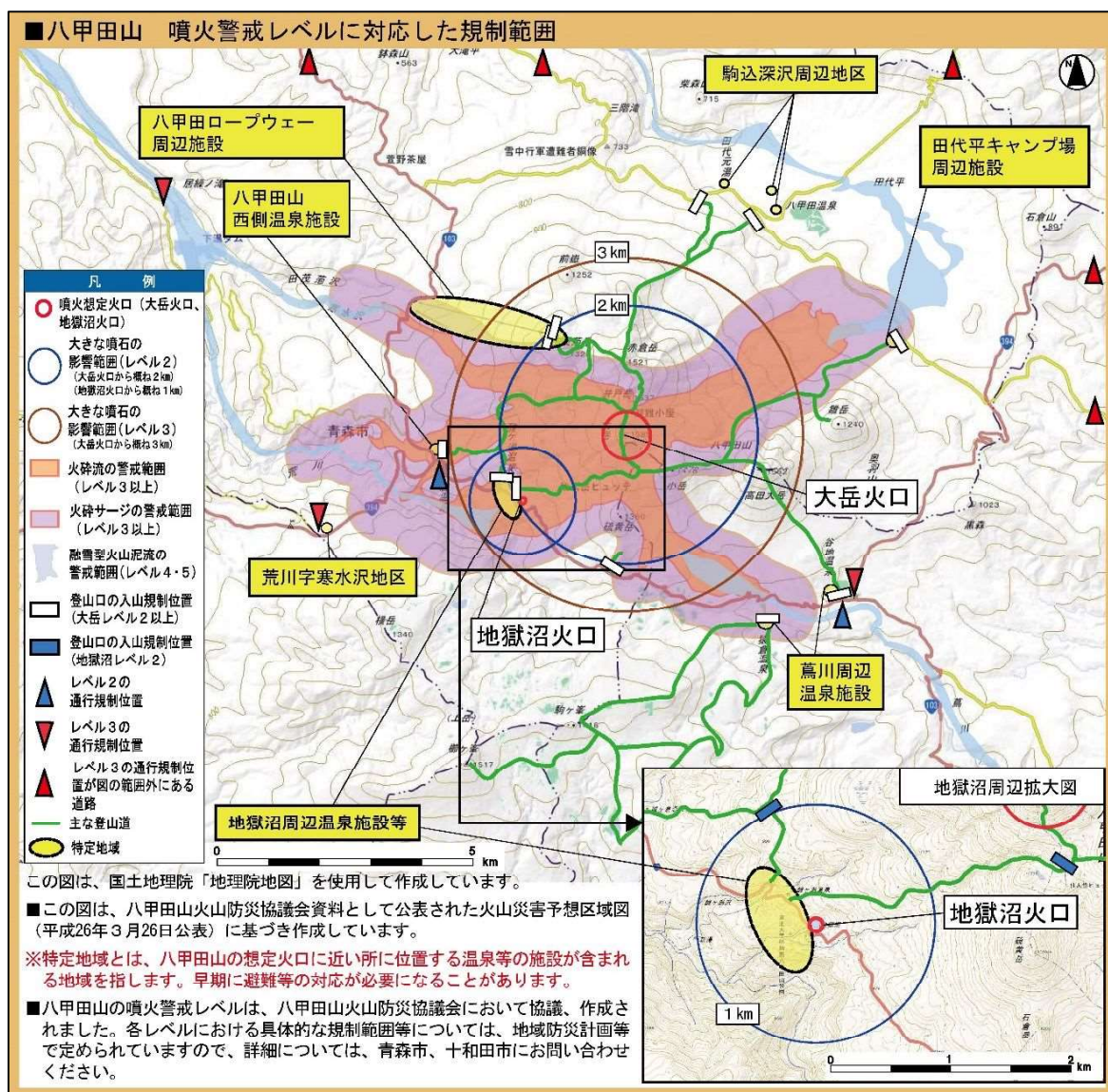
十和田火山は発令基準が示されていないため、当面は八甲田山火山を参考に発令する。また、

住民等の安全確保のため必要と判断した場合にも発令する。

八甲田山の噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難指示等の発令

噴火警報の種類	警戒範囲	避難指示等
噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報（噴火警戒レベル２）	大岳火口 ・火口から概ね２km 以内の範囲 地獄沼火口 ・火口から概ね１km 以内の範囲	・警戒範囲へ避難指示を発令 ・警戒範囲周辺の特定地域へ高齢者等避難を発令
噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報（噴火警戒レベル３）	大岳火口 ・火口から概ね５km 以内の範囲 ・火口から概ね６km 以内の河川流域（堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川、湊沢）	・火口から概ね５km 以内の警戒範囲（特定地域含む）へ避難指示を発令 ・警戒範囲周辺の特定地域へ高齢者等避難を発令
	大岳火口 ・火口から概ね６km 以内の範囲 ※大規模噴火に伴う融雪型火山泥流の発生が予想される場合は、噴火警戒レベル４に引き上げる。	・警戒範囲（特定地域含む）へ避難指示を発令
噴火警報（居住地域）または噴火警報（噴火警戒レベル４）	大岳火口 ・火口から概ね６km 以内の範囲 ・堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川の河川流域（居住地域を含む）	・火口から概ね６km 以内の警戒範囲（特定地域含む）へ避難指示を発令 ・河川流域の警戒範囲へ高齢者等避難を発令
噴火警報（居住地域）または噴火警報（噴火警戒レベル５）	大岳火口 ・火口から概ね６km 以内の範囲 ・堤川、駒込川、蔦川、奥入瀬川の河川流域（居住地域を含む）	・警戒範囲へ避難指示を発令

※ 上表のほか、住民等の安全確保のため必要と判断した場合にも発令する。



八甲田山の噴火警戒レベルに対応した規制範囲（気象庁 噴火警戒レベルリーフレットより抜粋）

出典：気象庁ホームページ https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/203.html

3. 避難指示等の伝達

噴火警報等の発表及び伝達、異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民等に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の指示を行う。

避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、避難指示等判断基準等を明確化しておく。

住民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討し、火山避難計画に定める噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難指示等の発令基準により行い、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で高齢者等避難を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難指示等を行うほか、一般住民

に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

また、避難指示等の対象地域及び判断時期、避難指示等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。

(1) 周知徹底の方法、内容

風水害等災害対策編第4章第8節3(1)「周知徹底の方法、内容」参照

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

風水害等災害対策編第4章第8節3(2)「関係機関相互の通知及び連絡」参照

4. 避難方法

避難指示等を発令したときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア. 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又は町内（会）などの単位とする。

イ. 避難指示等を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア. 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ. 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ. 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ. 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

5. 指定緊急避難場所の開放

風水害等災害対策編第4章第8節5「指定緊急避難場所の開放」参照

6. 指定避難所の開設

風水害等災害対策編第4章第8節6「指定避難所の開設」参照

7. 学校、社会福祉施設等における避難対策

風水害等災害対策編第4章第8節7「学校、社会福祉施設等における避難対策」参照

8. 警戒区域の設定等

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは、次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命じる。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

県、町は、火山避難計画に基づき、噴火警戒レベルに応じた通行規制の実施や、規制箇所の設置などを、各機関の役割分担により行う。また、観光客、登山者等の対策として、入山規制、立入規制等の措置をとる。噴火警報が発表された場合には、警報の区分に応じた居住地域からの避難、入山規制、火口周辺への立ち入り規制などを検討し、必要な範囲に対して実施する。

ア. 時機を失することのないよう迅速に実施する。

イ. 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。

ウ. 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

エ. 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市町村名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する。

オ. 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

9. 孤立地区対策

風水害等災害対策編第4章第8節9「孤立地区対策」参照

10. 帰宅困難者対策

風水害等災害対策編第4章第8節10「帰宅困難者対策」参照

11. 広域避難者対策

風水害等災害対策編第4章第8節11「広域避難者対策」参照

12. 訪日外国人旅行者対策

風水害等災害対策編第4章第8節12「訪日外国人旅行者対策」参照

13. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第8節13「応援協力関係」参照

14. その他

風水害等災害対策編第4章第8節14「その他」参照

第9節 消防

火山災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第9節1「実施責任者」参照

2. 出火防止・初期消火

風水害等災害対策編第4章第9節2「出火防止・初期消火」参照

3. 消火活動

風水害等災害対策編第4章第9節3「消火活動」参照

4. 救急・救助活動

風水害等災害対策編第4章第9節4「救急・救助活動」参照

5. 町消防計画

風水害等災害対策編第4章第9節5「町消防計画」参照

6. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第9節6「応援協力関係」参照

第10節 救出

火山災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索し、被災者の保護を図るものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第11節1「実施責任者」参照

2. 救出方法

風水害等災害対策編第4章第11節2「救出方法」参照

3. 救出対象者

風水害等災害対策編第4章第11節3「救出対象者」参照

4. 救出期間

風水害等災害対策編第4章第11節4「救出期間」参照

5. 救出を要する者を発見した場合の通報等

風水害等災害対策編第4章第11節5「救出を要する者を発見した場合の通報等」参照

6. 救出資機材の調達

風水害等災害対策編第4章第11節6「救出資機材の調達」参照

7. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第11節7「応援協力関係」参照

8. その他

風水害等災害対策編第4章第11節8「その他」参照

第11節 食料供給

火山災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、

速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じるものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第12節1「実施責任者」参照

2. 炊き出しその他による食品供給の方法

風水害等災害対策編第4章第12節2「炊き出しその他による食品供給の方法」参照

3. 食品の調達

風水害等災害対策編第4章第12節3「食品の調達」参照

4. 炊き出し及びその他の食品の配分

風水害等災害対策編第4章第12節4「炊き出し及びその他の食品の配分」参照

5. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第12節5「応援協力関係」参照

6. その他

風水害等災害対策編第4章第12節6「その他」参照

第12節 給水

火山災害による水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じるものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第13節1「実施責任者」参照

2. 飲料水の供給方法等

風水害等災害対策編第4章第13節2「飲料水の供給方法等」参照

3. 給水資機材の調達等

風水害等災害対策編第4章第13節3「給水資機材の調達等」参照

4. 給水施設の応急措置

風水害等災害対策編第4章第13節4「給水施設の応急措置」参照

5. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第13節5「応援協力関係」参照

6. その他

風水害等災害対策編第4章第13節6「その他」参照

第 1 3 節 応急住宅供給

火山災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することができないか、又は応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を建設若しくは借り上げ、又は被害住家を応急修理し、被災者の救済を図るものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第 4 章第 1 4 節 1 「実施責任者」 参照

2. 応急仮設住宅の建設及び供与

風水害等災害対策編第 4 章第 1 4 節 2 「応急仮設住宅の建設及び供与」 参照

3. 応急修理

風水害等災害対策編第 4 章第 1 4 節 3 「応急修理」 参照

4. 建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保

風水害等災害対策編第 4 章第 1 4 節 4 「建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保」 参照

5. 住宅のあっせん等

風水害等災害対策編第 4 章第 1 4 節 5 「住宅のあっせん等」 参照

6. 応援協力関係

風水害等災害対策編第 4 章第 1 4 節 6 「応援協力関係」 参照

7. その他

風水害等災害対策編第 4 章第 1 4 節 7 「その他」 参照

第 1 4 節 遺体の搜索、処理、埋火葬

火山災害により被災者が行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第 4 章第 1 5 節 1 「実施責任者」 参照

2. 遺体の搜索

風水害等災害対策編第 4 章第 1 5 節 2 「遺体の搜索」 参照

3. 遺体の処理

風水害等災害対策編第 4 章第 1 5 節 3 「遺体の処理」 参照

4. 遺体の埋火葬

風水害等災害対策編第 4 章第 1 5 節 4 「遺体の埋火葬」 参照

5. 実施期間

風水害等災害対策編第4章第15節5「実施期間」参照

6. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第15節6「応援協力関係」参照

7. その他

風水害等災害対策編第4章第15節7「その他」参照

第15節 障害物除去

火山災害により、土石、火山灰等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため障害物を除去するものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第16節1「実施責任者」参照

2. 障害物の除去

風水害等災害対策編第4章第16節2「障害物の除去」参照

3. 除去した障害物の集積場所

風水害等災害対策編第4章第16節3「除去した障害物の集積場所」参照

4. 資機材等の調達

風水害等災害対策編第4章第16節4「資機材等の調達」参照

5. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第16節5「応援協力関係」参照

6. その他

風水害等災害対策編第4章第16節6「その他」参照

第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

火山災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）をそう失、又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講じるものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第17節1「実施責任者」参照

2. 確保

風水害等災害対策編第4章第17節2「確保」参照

3. 調達

風水害等災害対策編第4章第17節3「調達」参照

4. 給（貸）与

風水害等災害対策編第4章第17節4「給（貸）与」参照

5. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第17節5「応援協力関係」参照

6. その他

風水害等災害対策編第4章第17節6「その他」参照

第17節 医療、助産及び保健

火山災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講じる。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第18節1「実施責任者」参照

2. 医療、助産及び保健の実施

風水害等災害対策編第4章第18節2「医療、助産及び保健の実施」参照

3. 医薬品等の調達及び供給

風水害等災害対策編第4章第18節3「医薬品等の調達及び供給」参照

4. 救護班等の輸送

風水害等災害対策編第4章第18節4「救護班等の輸送」参照

5. 医療機関等の状況

風水害等災害対策編第4章第18節5「医療機関等の状況」参照

6. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第18節6「応援協力関係」参照

7. その他

風水害等災害対策編第4章第18節7「その他」参照

第 18 節 被災動物対策

火山災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第 4 章第 19 節 1 「実施責任者」 参照

2. 実施内容

風水害等災害対策編第 4 章第 19 節 2 「実施内容」 参照

3. 応援協力関係

風水害等災害対策編第 4 章第 19 節 3 「応援協力関係」 参照

第 19 節 輸送対策

火山災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するために必要な車両、船舶等を調達し、実施するものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第 4 章第 20 節 1 「実施責任者」 参照

2. 実施内容

風水害等災害対策編第 4 章第 20 節 2 「実施内容」 参照

3. 応援協力関係

風水害等災害対策編第 4 章第 20 節 3 「応援協力関係」 参照

4. その他

風水害等災害対策編第 4 章第 20 節 4 「その他」 参照

第 20 節 労務供給

火山災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第 4 章第 21 節 1 「実施責任者」 参照

2. 実施内容

風水害等災害対策編第 4 章第 21 節 2 「実施内容」 参照

3. 技術者等の従事命令等

風水害等災害対策編第 4 章第 21 節 3 「技術者等の従事命令等」 参照

4. 労務の配分計画等

風水害等災害対策編第4章第2 1 節4「労務の配分計画等」参照

5. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第2 1 節5「応援協力関係」参照

6. その他

風水害等災害対策編第4章第2 1 節6「その他」参照

第2 1 節 防災ボランティア受入・支援対策

火山災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第2 2 節1「実施責任者」参照

2. 防災ボランティアセンターの設置

風水害等災害対策編第4章第2 2 節2「防災ボランティアセンターの設置」参照

3. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第2 2 節3「応援協力関係」参照

第2 2 節 防疫

火山災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第2 3 節1「実施責任者」参照

2. 災害防疫実施要綱

風水害等災害対策編第4章第2 3 節2「災害防疫実施要綱」参照

3. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第2 3 節3「応援協力関係」参照

第2 3 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

火山災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第2.4節1「実施責任者」参照

2. 応急清掃

風水害等災害対策編第4章第2.4節2「応急清掃」参照

3. 収集運搬資機材の調達

風水害等災害対策編第4章第2.4節3「収集運搬資機材の調達」参照

4. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第2.4節4「応援協力関係」参照

5. 環境汚染防止

風水害等災害対策編第4章第2.4節5「環境汚染防止」参照

第2.4節 金融機関対策

火山災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じるものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第2.5節1「実施責任者」参照

2. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第2.5節2「応援協力関係」参照

第2.5節 文教対策

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じるものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第2.6節1「実施責任者」参照

2. 実施内容

風水害等災害対策編第4章第2.6節2「実施内容」参照

3. 教育施設の現況

風水害等災害対策編第4章第2.6節3「教育施設の現況」参照

4. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第2.6節4「応援協力関係」参照

5. その他

風水害等災害対策編第4章第26節5「その他」参照

第26節 警備対策

火山災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第27節1「実施責任者」参照

2. 災害時における措置等

風水害等災害対策編第4章第27節2「災害時における措置等」参照

第27節 交通対策

火山災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第28節1「実施責任者」参照

2. 陸上交通に係る実施内容

風水害等災害対策編第4章第28節2「陸上交通に係る実施内容」参照

第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じる。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第29節1「実施責任者」参照

2. 応急措置の要領

風水害等災害対策編第4章第29節2「応急措置の要領」参照

第29節 石油燃料供給対策

火山災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

1. 実施責任者

風水害等災害対策編第4章第30節1「実施責任者」参照

2. 実施内容

風水害等災害対策編第4章第30節2「実施内容」参照

3. 応援協力関係

風水害等災害対策編第4章第30節3「応援協力関係」参照

第5章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講じるべき措置は次のとおりとする。

第1節 公共施設災害復旧

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧体制を確立のうえ、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

1. 災害復旧体制の確立

風水害等災害対策編第6章第1節1「災害復旧体制の確立」参照

2. 災害復旧事業計画の作成及び実施

風水害等災害対策編第6章第1節2「災害復旧事業計画の作成及び実施」参照

3. 災害復旧資金の確保（県危機管理局、東北財務局）

風水害等災害対策編第6章第1節3「災害復旧資金の確保（県総務部、東北財務局）」参照

4. 計画的な復興

風水害等災害対策編第6章第1節4「計画的な復興」参照

第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

1. 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

風水害等災害対策編第6章第2節1「農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）」参照

2. 中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部）

風水害等災害対策編第6章第2節2「中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部）」参照

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

1. 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）

風水害等災害対策編第6章第3節1「被災者に対する職業のあっせん（青森労働局）」参照

2. 租税の徴収猶予、減免（税務課等）

- 風水害等災害対策編第6章第3節2「租税の徴収猶予、減免（税務課等）」参照
3. 郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）
風水害等災害対策編第6章第3節3「郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）」参照
4. 生業資金の確保（保険福祉課、県健康福祉部、県・町社会福祉協議会）
風水害等災害対策編第6章第3節4「生業資金の確保（保険福祉課、県健康福祉部、県・町社会福祉協議会）」参照
5. 生活再建の支援（国、県、町）
風水害等災害対策編第6章第3節5「生活再建の支援（国、県、町）」参照
6. 義援物資、義援金の受入れ（県健康福祉部、町）
風水害等災害対策編第6章第3節6「義援物資、義援金の受入れ（県健康福祉部、町）」参照
7. 住宅災害の復旧対策等（県県土整備部、町）
風水害等災害対策編第6章第3節7「住宅災害の復旧対策等（県県土整備部、町）」参照
8. 生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部等）
風水害等災害対策編第6章第3節8「生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部等）」参照
9. 農業災害補償（県農林水産部）
風水害等災害対策編第6章第3節9「農業災害補償（県農林水産部）」参照
10. 罹災証明の交付体制の確立（税務課）
風水害等災害対策編第6章第3節10「罹災証明の交付体制の確立（税務課）」参照
11. 被災者台帳の作成（県関係部局、税務課）
風水害等災害対策編第6章第3節11「被災者台帳の作成（県関係部局、税務課）」参照
12. 被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、建設課）
風水害等災害対策編第6章第3節12「被災者の住宅確保の支援（県県土整備部、建設課）」参照
13. 援助、助成措置の広報等（県関係部局、総務課）
風水害等災害対策編第6章第3節13「援助、助成措置の広報等（県関係部局、総務課）」参照

第6章 継続災害への対応方針

火山噴火等が長期化する場合、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成するとともに、以下の措置を講じる。

第1節 避難及び安全確保対策

火山噴火等が長期化した場合、火山灰の堆積による土砂災害、避難の長期化等への対応が必要となる。国、県、防災関係機関等と連携し、火山活動の観測・監視体制を強化し、情報伝達体制を整備することで、警戒避難体制を構築し、住民の安全を確保する。

1. 土砂災害への対応

- (1) 県、市町村及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集し、情報共有を図るとともに、予め必要な体制を構築する。また、国（国土交通省）は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、土砂災害緊急情報を県及び市町村に通知する。
- (2) 県は、必要に応じて有識者等から学術的助言を受け、市町村に対して、立入規制の実施や避難指示等の発令について助言する。
- (3) 市町村は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて県に助言を求めながら、立入規制実施や避難指示等の発令を行う。

2. 避難の長期化に備えた対策

- (1) 県は、火山活動の状況や防災対応の状況など、市町村と協力し情報を正確に避難者に伝達する。また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保する。
- (2) 市町村は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決する。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。

3. 安全確保のための防災事業

- (1) 国（国土交通省等）、県及び市町村は、火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の建設に努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるものとする。
- (3) 国（内閣府、国土交通省）、県及び市町村は、復興計画に基づき、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講じるよう努めるものとする。

第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応

火山活動は小康状態となった後も再び活発化する恐れがあり、二次災害の危険があることから、避難指示等の解除にあたっては慎重を期するとともに、住民の生活再建に資するよう、火山活動の状況に留意し、警戒区域への一時立入等を行う。

1. 避難指示等の解除について

- (1) 市町村は、避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、火山防災協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示等解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難指示等を解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等を対象とした説明会等を開催する。
- (2) 県は、市町村と避難指示等の解除に向けて協議・調整を行う。また、市町村が行う避難指示等の解除についての住民等への周知活動を支援する。
- (3) 気象庁、火山専門家、地方整備局等は、火山の活動状況等から、避難指示等の解除について助言を行う。
- (4) 県、市町村、警察等は、避難指示等の解除に先立ち、避難指示等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

2. 規制範囲の縮小又は解除

- (1) 市町村は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用し住民等に周知する。
- (2) 県は、市町村が行う規制範囲の縮小又は解除について協議・調整を行うとともに、住民等への周知活動を支援する。
- (3) 気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、県及び市町村に助言を行う。なお、迅速で適切な規制範囲の縮小について助言するには、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、県及び市町村等はその活動を支援する。
- (4) 警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

3. 一時立入

- (1) 市町村は、火山活動が小康状態になった場合、対象範囲を決めて一時立入を実施する。一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。
- (2) 県は、市町村の一時立入の実施に向けて協議・調整を行う。

- (3) 気象庁、火山専門家等は、火山活動の状況等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について、県及び市町村に助言を行う。また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、火山専門家等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。
- (4) 警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、市町村が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

第3節 被災者の生活支援対策

火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国、県等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。また、風評被害への対処を行う。

1. 生活支援対策

第5章第3節「被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画」に準じる。

2. 風評被害対策

火山防災協議会の構成機関は、協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。県及び市町村は、噴火活動の沈静後、協議会等の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光PR活動を行うなど、地域の風評被害を軽減するよう努める。